

## 成田市制限付一般競争入札に係る事業所の所在地要件設定基準

### (目的)

第1条 この基準は、本市が発注する建設工事について成田市制限付一般競争入札実施要領（平成24年4月1日施行。以下「要領」という。）第4条第2項第1号の規定により、事業所の所在地に係る要件を設定することに関し、法令等に定めるもののほか必要な事項の標準的な考え方を示すものとする。

### (事業所又は営業所等の所在地)

第2条 要領第4条第2項第1号に規定する事業所の所在地に係る要件を設定するに当たっては、市内の事業者数を考慮するとともに、公正な競争が確保できるよう応札可能者は、20者以上を原則とする。

2 土木一式工事、舗装工事、建築一式工事及び設備その他工事における予定価格ごとの事業所の所在地及び等級に係る標準的な基準は、別表に定めるとおりとする。

3 前各項の規定にかかわらず、成田市入札等審査会に諮り意見を聴取した上、市長が特に必要と認めた場合は、競争性が確保されると認められる範囲において、事業所の所在地及び等級に係る要件を設定することができる。

### (補則)

第3条 この基準に定めるもののほか、事業所の所在地に係る要件を設定することに関し、必要な事項は、その都度関係部局と協議し定めるものとする。

### 附則

#### (施行期日)

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

#### (入札改革・電子入札等の指針の廃止)

2 入札改革・電子入札等の指針（平成19年4月1日制定）は、廃止する。

### 附則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

### 附則

この基準は、平成30年4月5日から施行する。

### 附則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表

この表は、標準的な基準を示す。

表1 土木一式工事，舗装工事

予定価格	事業所の所在地	等級
7億円以上		F
7億円未満 4億円以上	市内業者，準市内業者	F， A
4億円未満 1億円以上	市内業者，準市内業者	A
1億円未満 1,800万円以上	市内業者	A
1,800万円未満 800万円以上	市内業者	B
800万円未満	市内業者	C

表2 建築一式工事

予定価格	事業所の所在地	等級
10億円以上		F
10億円未満 5億円以上	市内業者，準市内業者	F， A
5億円未満 1億円以上	市内業者，準市内業者	A
1億円未満 3,000万円以上	市内業者	A
3,000万円未満 500万円以上	市内業者	B
500万円未満	市内業者	C

表3 設備その他工事

予定価格	事業所の所在地	等級
5億円以上		F
5億円未満 3億5,000万円以上	市内業者, 準市内業者	F, A
3億5,000万円未満 1億円以上	市内業者, 準市内業者	A
1億円未満 1,500万円以上	市内業者	A
1,500万円未満 500万円以上	市内業者	B
500万円未満	市内業者	C

※事業所の所在地の市内業者及び準市内業者については、「成田市入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者の認定基準」及び「成田市入札参加審査に係る市内業者及び準市内業者の認定基準要領」による。

※等級については、「建設工事等入札参加資格審査基準」及び「成田市指名業者選定基準」による。